

議会議案第5号

「日本国国章損壊の罪」の早期制定を求める意見書の提出
について

「日本国国章損壊の罪」の早期制定を求めることに関し、次のとおり
意見書を提出する。

令和7年（2025年）12月17日提出

提出者 鎌倉市議会議員 津野 てるひさ

同 同 上 重黒木 優 平

同 同 上 長 嶋 竜 弘

同 同 上 松 中 健 治

同 同 上 中 村 聰一郎

「日本国国章損壊の罪」の早期制定を求める意見書

刑法第92条には「外国国章損壊罪」が定められており、その構成要件は、「外国に対して侮辱を加える目的」で、「その国（外国）の国旗その他の国章を損壊し、除去し、又は汚損」することとなっている。これは、外交への悪影響を避けるために定められているが、自国の国旗等についての条文がなかったのは、当然のこととして日の丸を自ら損壊しようとする人はいないという前提に基づくものである。

しかしながら、残念なことに侮辱的な意思を持って日本国の国旗を損壊・汚損する事例は存在する。「国旗及び国歌に関する法律」が制定されたのも、国家の象徴としての国旗について、我が國のみならず他国のもとも尊重するようになることが期待されてのことであるが、罰則規定についても、外国国旗等と同様に定めておくべき状況である。

器物損壊罪の適用で十分ではないか、あるいは表現の自由の観点から処罰規定の新設は問題であるという主張もあるが、そもそも自国の国旗を大切にできない国家が諸外国と円滑な外交関係を構築することができるとは考えられない。

よって、速やかに「日本国国章損壊の罪」の制定を強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年（2025年）12月19日

鎌倉市議会